

～町からのお知らせ～

農地での「火入れ」について

林野火災予防の為、森林又は森林の周囲1 kmの範囲内にある土地で畔焼き等の火入れを行う際は、町の許可が必要となりますので必ず事前に届出をして町の許可を受けてから火入れを行ってください。

留意事項

- 火入れを開始する3 日前までに火入れ許可申請書を提出してください
- 火入れの許可の対象期間は、1 件につき7 日以内で、面積は1 ha を超えないものとします。
- 強風注意報、乾燥注意報、火災気象注意報が発令された場合は火入れを中止していただきます。

〔火入れの届出・問合わせについて〕

・火入れの届出は日高町役場（総合支所）で受け付けております。

・問合先：日高町役場 産業課水産林務G (TEL：01456-2-6185)

日高総合支所 地域経済課地域経済G (TEL：01457-6-2024)